

道路運送車両の保安基準

1. 案内情報

- 手続き名 : 試作自動車又は試験自動車の認定
手続き根拠 : 道路運送車両の保安基準第56条第4項
手続き対象者 : 自動車製作者又は試験運行実施者等
提出時期 : 道路運送車両の保安基準第56条第4項に規定する認定を取得しようとする時
提出方法 : 申請書を作成し、国土交通省自動車交通局技術安全部審査課へ提出してください。
手数料 : なし
添付書類 : ・構造又は装置について道路運送車両の保安基準第2章に定める基準の改善に資するその他必要と認める書面
申請書様式 : なし
記載要領・記載例 : 下記の相談窓口へお問い合わせください。

2. 窓口相談

- 提出先 : 国土交通省自動車交通局技術安全部審査課
TEL 03 - 5253 - 8111 (内線 42 - 313)
FAX 03 - 5253 - 1640
受付窓口 : 提出先へお問い合わせください。
相談窓口 : 提出先へお問い合わせください。

3. 手続情報

- 審査基準 : 提出先へお問い合わせください。
標準処理期間 : 提出先へお問い合わせください。
不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)